

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)

【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー ティエリー・グロージャン
(Thierry GROSJEAN)
コンダクティング・オフィサー ティボー・マーティン
(Thibault MARTIN)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子
弁護士 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約3,089億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2025年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝154.43円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月4日付でトラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社に変更され、また2025年12月1日を効力発生日としてトラストの管理会社に変更されることに伴い、2025年11月11日にトラストの約款が変更され、また設立地における目論見書が変更されることに基づき、2025年3月31日に提出した有価証券届出書(2025年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)について、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、また、訂正すべきその他の事項がありますのでこれを訂正するため、さらに、変更後の約款を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）_____の部分は訂正箇所を示します。

表紙

< 訂正前 >

（前略）

縦覧に供する場所 該当事項なし。

< 訂正後 >

（前略）

縦覧に供する場所 該当事項なし。

（注）管理会社は、2025年12月1日を効力発生日として、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）からカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.）に変更される。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

（前略）

（2）外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券。トラストはサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみで構成されている（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。）。ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ファンド証券は追加型である。

（中略）

（10）払込取扱場所

上記「（8）申込取扱場所」に同じ。
各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって、払込期日に保管受託銀行であるルクセンブルグみずほ信託銀行の口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

（中略）

（12）その他

（中略）

申込みの方法

（中略）

申込金額は、各日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるルクセンブルグみずほ信託銀行のファンド口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券。トラストはサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみで構成されている(以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。)。ジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

(注) ジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイは、2025年12月1日を効力発生日として、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイに吸収合併され、同日以降、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイがトラストの管理会社としての業務を行う。本書において「管理会社」とは、文脈により、トラストの管理会社としての業務を行うジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイまたはカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイのいずれかをいう。以下同じ。

(中略)

(10) 払込取扱場所

上記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって、払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店の口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

(中略)

(12) その他

(中略)

申込みの方法

(中略)

申込金額は、各日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店のファンド口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

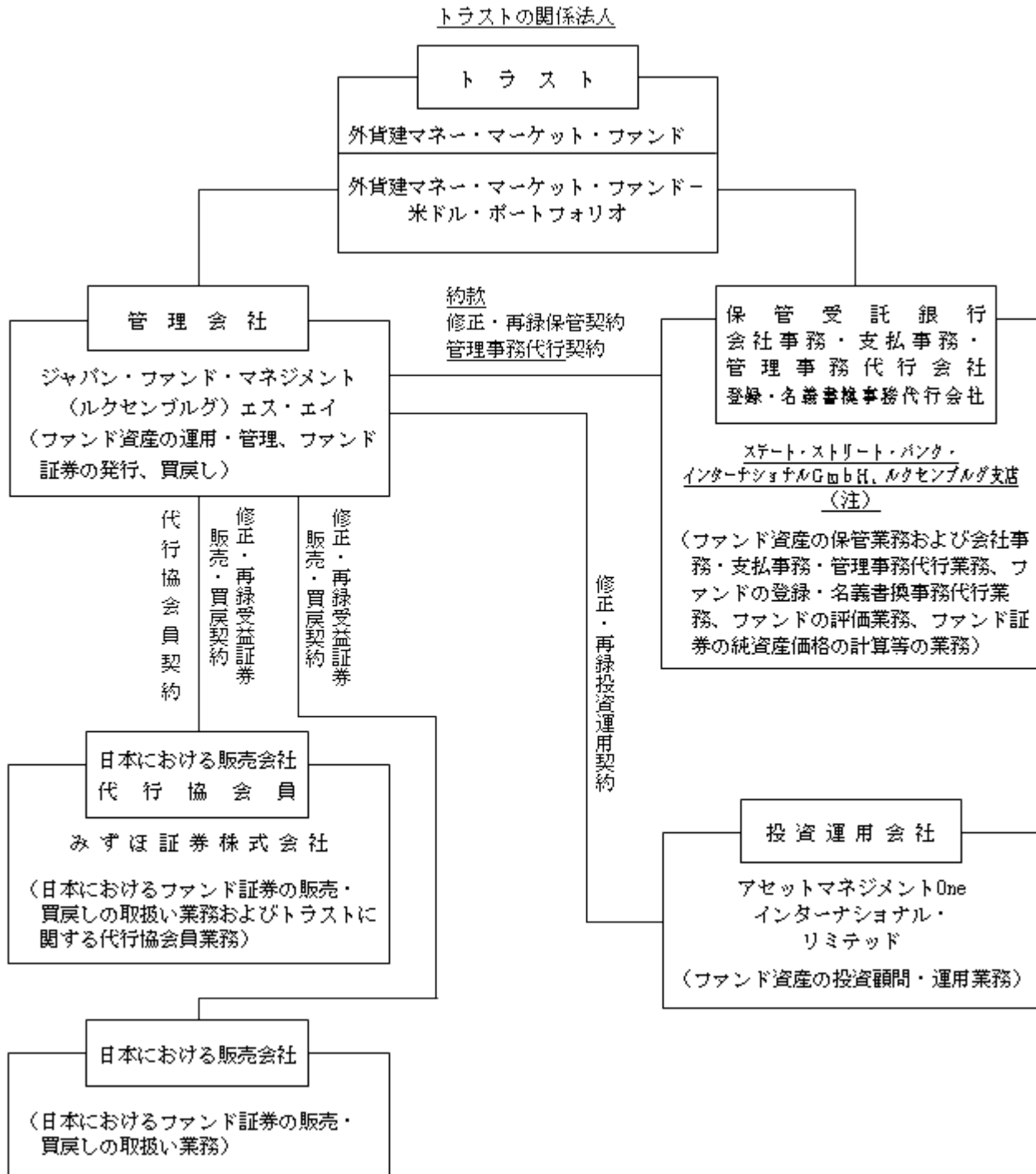
< 訂正前 >

1994年1月28日 管理会社の設立
(中略)
2001年5月21日 管理会社名称変更
2004年3月16日 トラスト約款変更(2004年4月2日効力発生)
2011年7月21日 トラスト約款変更(2011年7月26日効力発生)
(中略)
2024年12月11日 トラスト約款変更(2024年12月18日効力発生)

< 訂正後 >

1994年1月28日 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「旧管理会社」という。）の設立
(中略)
2001年5月21日 旧管理会社名称変更
2004年3月16日 トラスト約款変更(2004年4月2日効力発生)
2009年9月17日 カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「新管理会社」という。）の設立
2011年7月21日 トラスト約款変更(2011年7月26日効力発生)
(中略)
2024年12月11日 トラスト約款変更(2024年12月18日効力発生)
2025年11月11日 トラスト約款変更(2025年11月4日効力発生)

<訂正後>



(注) トラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であったルクセンブルグみずほ信託銀行は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併され、その後直ちに、ルクセンブルグみずほ信託銀行の資産および負債はステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店に割り当てられた。これにより、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、2025年11月4日付でステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに法的に承継され、その結果、同日以降、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店がトラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としての業務を行っている。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （Japan Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	1997年9月11日付（1997年10月8日に効力発生）（最終改正は2024年12月11日（2024年12月18日に効力発生））で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、 <u>ファンド</u> の終了等について規定している。
ルクセンブルグみずほ信託銀行 （Mizuho Trust & Banking （Luxembourg） S.A.）	保管受託銀行 会社事務・支払事務・ 管理事務代行会社 登録・名義書換事務 代行会社	2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務およびその他の関連業務について規定している。 2017年3月17日付（2018年1月19日付で改訂済）で管理会社との間で修正・再録投資信託業務契約（注2）を締結。 <u>ファンド</u> の会社事務・支払事務・管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務について規定している。
アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド （Asset Management One International Ltd.）	投資運用会社	2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資顧問・運用業務について規定している。
みずほ証券株式会社	代行協会員	1997年9月11日および1998年7月21日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）（改訂済）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
有価証券届出書「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」を参照のこと。	日本における販売会社	管理会社と日本における各販売会社との間で修正・再録受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務について規定している。

（注1）修正・再録保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務およびその他の関連業務を行うことを約する契約である。

（注2）修正・再録投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社が、ファンドの会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行うことを約する契約である。

（注3）修正・再録投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資顧問・運用業務を行うことを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注5）修正・再録受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （Japan Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	2025年11月11日付（2025年11月4日に効力発生）で新管理会社、旧管理会社および保管受託銀行の間で <u>トラスト約款</u> を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、 <u>トラストの終了</u> 等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店 （State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch）	保管受託銀行 会社事務・支払事務・ 管理事務代行会社 登録・名義書換事務 代行会社	2025年3月12日付で旧管理会社およびルクセンブルグみずほ信託銀行（以下「旧保管受託銀行」という。）の間で修正・再録保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務およびその他の関連業務について規定している。 2023年12月29日付で旧管理会社および旧保管受託銀行の間で管理事務代行契約（注2）を締結。 <u>トラストの会社事務・支払事務・管理事務代行業務</u> および登録・名義書換事務代行業務について規定している。
アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド （Asset Management One International Ltd.）	投資運用会社	2017年3月17日付で旧管理会社との間で修正・再録投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資顧問・運用業務について規定している。
みずほ証券株式会社	代行協会員	1997年9月11日および1998年7月21日付で旧管理会社との間で代行協会員契約（注4）（改訂済）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
有価証券届出書「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」を参照のこと。	日本における販売会社	旧管理会社と日本における各販売会社の間で修正・再録受益証券販売・買戻し契約（注5）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務について規定している。

（注1）修正・再録保管契約とは、管理会社と保管受託銀行の間で締結された、ファンド資産の保管業務およびその他の関連業務の提供に関する契約である。なお、旧管理会社と旧保管受託銀行の間で締結された修正・再録保管契約に基づく旧管理会社の権利および義務は、新管理会社と旧管理会社の間で締結された合併契約（2025年12月1日効力発生。以下「管理会社合併契約」という。）に基づき、新管理会社に承継される。また、修正・再録保管契約に基づく旧保管受託銀行の権利および義務は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHによる旧保管受託銀行の吸収合併、および旧保管受託銀行の資産および負債のステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」という。）への割り当て（2025年11月4日効力発生）を受けて、保管受託銀行に承継された。

（注2）管理事務代行契約とは、AIFMと会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社の間で締結された、トラストの利益のための複数の業務（トラストの会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を含む。）の提供に関する契約である。なお、旧管理会社と旧保管受託銀行の間で締結された管理事務代行契約に基づく旧管理会社の権利および義務は、管理会社合併契約に基づき、新管理会社に承継される。また、管理事務代行契約に基づく旧保管受託銀行の権利および義務は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHによる旧保管受託銀行の吸収合併、お

よび旧保管受託銀行の資産および負債の保管受託銀行への割り当て（2025年11月4日効力発生）を受けて、保管受託銀行に承継された。

- (注3) 修正・再録投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資顧問・運用業務を行うことを約する契約である。なお、旧管理会社と投資運用会社の間で締結された修正・再録投資運用契約に基づく旧管理会社の権利および義務は、管理会社合併契約に基づき、新管理会社に承継される。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。なお、旧管理会社と代行協会員の間で締結された代行協会員契約（改定済）に基づく旧管理会社の権利および義務は、管理会社合併契約に基づき、新管理会社に承継される。
- (注5) 修正・再録受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。なお、旧管理会社と日本における各販売会社の間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づく旧管理会社の権利および義務は、管理会社合併契約に基づき、新管理会社に承継される。

管理会社の概要

(イ) 設立準拠法

< 訂正前 >

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1994年1月28日に設立された。

1915年法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。2010年法第15章に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理会社としての資格を有している。2013年法に基づき、AIFMとしての適格性を有している。

管理会社は、2014年7月1日付でトラストのAIFMとして認可されている。

< 訂正後 >

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1994年1月28日に設立された。

1915年法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。2010年法第15章に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理会社としての資格を有している。2013年法に基づき、AIFMとしての適格性を有している。

管理会社は、2014年7月1日付でトラストのAIFMとして認可されている。

(注) 上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて2009年9月17日に設立された。

1915年法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）により規制され、2010年法第15章に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理会社として認可され、また欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の第 章に基づき外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

AIFMは、ポートフォリオ運用、リスク管理および評価業務ならびにトラストの販売通知について責任を負い、トラストのために投資判断を行う権限を有する。

AIFMは、とりわけ、適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関し、2013年法第11条ならびに欧州議会および理事会指令2011/61/EUを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No 231/2013（その後の改正を含む。）（以下「AIFMレギュレーション」という。）第 章に基づく運用条件、2013年法第13条およびAIFMレギュレーション第30条以下に基づく利益相反、ならびに2013年法第17条およびAIFMレギュレーション第67条以下に基づくトラストの投資対象の評価を遵守するため、方針および手続を採

択した。A I F Mが業務を第三者に委託することを決定した場合、かかる委託は、2013年法第18条およびA I F Mレギュレーション第75条以下の要件を遵守するものとする。

(八) 資本金の額

< 訂正前 >

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ(約4億893万円)で、2025年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ(約4,089円)の記名式株式10万株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)による。以下同じ。

< 訂正後 >

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ(約4億893万円)で、2025年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ(約4,089円)の記名式株式10万株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)による。以下同じ。

(注)上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

管理会社の資本金は625,000ユーロ(約1億904万円)で、2025年9月末日現在全額払込済である。なお、1株100ユーロ(約17,447円)の記名式株式6,250株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=174.47円)による。以下同じ。

(二) 会社の沿革

< 訂正前 >

1994年1月28日設立。

2001年5月21日名称をI B Jファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイからジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイに変更。

< 訂正後 >

1994年1月28日設立。

2001年5月21日名称をI B Jファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイからジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイに変更。

(注)上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

2009年9月17日設立。

(ホ)大株主の状況

< 訂正前 >

(2025年7月1日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
カーン・グローバル・ ファイナンシャル・サービス・ リミテッド (Carne Global Financial Services Limited)	アイルランド、D02 F 985、 ダブリン、セント・ケビンズ、 シャルモント・プレイス55、3階	100,000株	100%

< 訂正後 >

(2025年7月1日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
カーン・グローバル・ ファイナンシャル・サービス・ リミテッド (Carne Global Financial Services Limited)	アイルランド、D02 F 985、 ダブリン、セント・ケビンズ、 シャルモント・プレイス55、3階	100,000株	100%

(注) 上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

(2025年11月14日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
カーン・グローバル・ ファンド・マネージャーズ (アイルランド)リミテッド (Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited)	アイルランド、D02 F 985、 ダブリン、セント・ケビンズ、 シャルモント・プレイス55、3階	6,250株	100%

(4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

< 訂正前 >

(前略)

また、トラストは、2010年法、勅令ならびに金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) (以下「CSSF」という。)の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのAIFとして適格である。

< 訂正後 >

(前略)

また、トラストは、2010年法、勅令ならびにCSSFの規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのAIFとして適格である。

(5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

(イ) CSSF に対する開示

< 訂正前 >

(前略)

さらに、後記「(6) 監督官庁の概要 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクー

パース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société cooperative）のルクセンブルグ事務所である。さらに、トラストは、C S S F 通達15 / 627に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

< 訂正後 >

（前略）

さらに、後記「（6）監督官庁の概要 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S F に提出されなければならない。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパー・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Assurance, Société Cooperative）のルクセンブルグ事務所である。さらに、トラストは、C S S F 通達15 / 627に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（口）受益者に対する開示（2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231 / 2013（レベル 規則）108条および109条）

< 訂正前 >

（前略）

各純資産価格日付におけるファンドごとの固定的な1口当たり純資産価格（以下「固定純資産価格」という。）、変動純資産価格、発行価格、買戻価格、転換価格および日々の分配金額は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において入手可能である。

以下の情報は、毎週公開され、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>）において入手可能であり、また請求により、管理会社の登記上の事務所においても受益者が入手可能である。

（中略）

最新の1口当たりの変動純資産価格、および1口当たりの変動純資産価格と固定純資産価格との差異は毎日公開されており、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>）において入手可能である。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

各純資産価格日付におけるファンドごとの固定的な1口当たり純資産価格（以下「固定純資産価格」という。）、変動純資産価格（後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」において定義される。以下同じ。）、発行価格、買戻価格、転換価格および日々の分配金額は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において入手可能である。

以下の情報は、毎週公開され、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>（2025年12月1日付で<https://gaikadate.fundsdata.carnegroup.com/>に変更される。））において入手可能であり、また請求により、管理会社の登記上の事務所においても受益者が入手可能である。

（中略）

最新の1口当たりの変動純資産価格、および1口当たりの変動純資産価格と固定純資産価格との差異は毎日公開されており、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>（2025年12月1日付で<https://gaikadate.fundsdata.carnegroup.com/>に変更される。））において入手可能である。

（後略）

（6）監督官庁の概要

< 訂正前 >

（前略）

目論見書等に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則およびC S S F通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、当該目論見書に査証を付してそれを証明する。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

目論見書等の提出および電子識別

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、当該目論見書に電子識別番号を付与することで識別する。

（後略）

2 投資方針

（5）投資制限

< 訂正前 >

（前略）

一般投資規則

（中略）

．さらに、ファンドのために行為する管理会社は以下を行わない。

（中略）

f) 自己または受益者以外の第三者の利益を目的とした取引等、受益者の保護に反するかまたはトラストのポートフォリオの適切な運用を妨げる取引の実施

（中略）

流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則

流動性管理の手続の説明

（中略）

資産流動性リスク

流動性測定法

管理会社は、ポートフォリオ内の投資対象の流動性の度合いを評価し、売買スプレッド、ディーラー/マーケットメーカーの数、モデル価格と市場価格の差異、満期利回りと国債利回りの差異、取引の費用等の指標に基づき、現金化までの日数を推定する。

売買スプレッドは、市場の売値と買値から、または入手不能な場合は、ICEデータ・サービスが提供する売買の評価価格から算出される。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

一般投資規則

（中略）

．さらに、ファンドのために行為する管理会社は以下を行わない。

（中略）

f) 自己または受益者以外の第三者の利益を目的とした取引等、受益者の保護に反するかまたはトラストのファンドの適切な運用を妨げる取引の実施

（中略）

流動性管理の手続、流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に関する規則

流動性管理の手続の説明

（中略）

資産流動性リスク

流動性測定法

管理会社は、ファンドの投資対象の流動性の度合いを評価し、売買スプレッド、ディーラー/マーケットメーカーの数、モデル価格と市場価格の差異、満期利回りと国債利回りの差異、取引の費用等の指標に基づき、現金化までの日数を推定する。

売買スプレッドは、市場の売値と買値から、または入手不能な場合は、ロンドン証券取引所グループ・ピーエルシーが提供する売買の評価価格から算出される。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

管理報酬、A I F M報酬および投資運用報酬

管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬(以下「管理報酬」という。)およびA I F Mとしての活動に対する報酬(以下「A I F M報酬」という。)(四半期毎に最低5,500米ドル(米ドル・ポートフォリオ))を四半期毎に受領する権利を有する。

(中略)

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社の報酬

(中略)

管理事務代行報酬は、修正・再録投資信託業務契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社に支払われる。

(中略)

トラストにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および代行協会員(以下「関係法人」という。)に支払われる報酬ならびにトラストにより他の取引相手方および/または業務提供者に対し支払われる報酬および費用(印刷費用、弁護士報酬、監査報酬および届出費用ならびに租税および費用償却等を含むがこれらに限定されない。)は、前記「2 投資方針(1)投資方針」に詳述されるとおり、1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時減額されることがある。かかる関係法人の書面による合意は、関係法人がファンドのために保証を付すものではなく、また1口当たりの純資産価格がすべての状況において一定に維持されることを保証するものではない。

<訂正後>

(前略)

管理報酬、A I F M報酬および投資運用報酬

管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬(以下「管理報酬」という。)およびA I F Mとしての活動に対する報酬(以下「A I F M報酬」という。)(四半期毎に最低5,500米ドル(米ドル・ポートフォリオ))を四半期毎に受領する権利を有する。

(注)上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬(以下「管理報酬」という。)ならびにA I F Mとしての活動およびA I F Mにより提供されることのある付随的な業務に対する報酬(以

下「AIFM報酬」という。) (四半期毎に最低5,500米ドル(米ドル・ポートフォリオ))を四半期毎に受領する権利を有する。

(中略)

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社の報酬

(中略)

管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社に支払われる。

(中略)

トラストにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および代行協会員(以下「関係法人」という。)に支払われる報酬ならびにトラストにより他の取引相手方および/または業務提供者に対し支払われる報酬および費用(印刷費用、弁護士報酬、監査報酬および届出費用ならびに租税および費用償却等を含むがこれらに限定されない。)は、前記「2 投資方針(1)投資方針」に詳述されるとおり、1口当たりの固定純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時減額されることがある。かかる関係法人の書面による合意は、関係法人がファンドのために保証を付すものではなく、また1口当たりの固定純資産価格がすべての状況において一定に維持されることを保証するものではない。

(5) 課税上の取扱い

ルクセンブルグ

<訂正前>

(前略)

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、税務顧問ではない。潜在的受益者および現受益者は、自らの税務顧問またはその他財務コンサルタントに、トラストおよび受益証券への投資から生じる税務上の問題の更に詳細な分析について相談すべきである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、税務顧問ではない。潜在的受益者および現受益者は、自らの税務顧問またはその他財務コンサルタントに、トラストおよび受益証券への投資から生じる税務上の問題の更に詳細な分析について相談すべきである。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

(前略)

日本国外に居住する適格投資家による受益証券の買付申込書は、各取引日に、ルクセンブルグみずほ信託銀行の事務所で受けられる。

(中略)

データ保護

(中略)

管理会社のデータプライバシー通知は、ウェブサイト(<https://www.jfml.lu/policies.html>)において入手可能である。

(中略)

データプライバシー通知および管理会社によるデータ処理に関する一般的な質問、問合せまたは要請については、コンダクティング・オフィサー気付でJFMLConductingOfficers@jfml.luまたはルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B宛てに連絡するか、または電話(+352.27.69.20-1)にて行うことができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本国外に居住する適格投資家による受益証券の買付申込書は、各取引日に、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店の事務所で受け付けられる。

(中略)

データ保護

(中略)

管理会社のデータプライバシー通知は、ウェブサイト(<https://www.jfml.lu/policies.html> (2025年12月1日付で<https://www.carnegroup.com/investor-privacy-notice/>に変更される。))において入手可能である。データプライバシー通知が、管理会社の独自の裁量により変更されうることにつき、投資者は留意すべきである。

(中略)

データプライバシー通知および管理会社によるデータ処理に関する一般的な質問、問合せまたは要請については、コンダクティング・オフィサー気付でJFMLConductingOfficers@jfml.lu (2025年12月1日付でFunddpo@carnegroup.comに変更される。) またはルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B (2025年12月1日付でルクセンブルグ L - 2350、ジャン・ピレー通り 3に変更される。)宛てに連絡するか、または電話(+352.27.69.20-1 (2025年12月1日付で+352 26 73 23 1に変更される。))にて行うことができる。

(後略)

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

<訂正前>

(前略)

各ファンドは、固定純資産価格を以下のとおり算定される総資産と総負債の差額を発行済受益証券口数で除して算出する。

(中略)

各ファンドの受益証券の1口当たり変動純資産価格は、毎営業日に最低1回、以下のとおり算定される総資産と総負債の差額を発行済受益証券口数で除して基準通貨で決定される。

(中略)

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、管理会社により、ファンドについて宣言される日々の受益証券の1口当たりの純資産価格と受益証券の1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

各ファンドは、以下のとおり算定される総資産と総負債の差額を発行済受益証券口数で除して固定純資産価格を算出する。

(中略)

各ファンドの受益証券の1口当たり変動純資産価格は、毎営業日に最低1回、以下のとおり算定される総資産と総負債の差額を発行済受益証券口数で除して基準通貨で決定される(以下「変動純資産価格」という。)

(中略)

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、管理会社により、ファンドについて宣言される日々の受益証券の1口当たりの純資産価格と受益証券の1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

(後略)

(5) その他

約款の変更

<訂正前>

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。約款の変更は、受益者名簿に記載される受益者宛に通知されなければならない。法律により必要とみなされるか、または法律により要求される場合、新聞またはRESAで公表される。さらに、約款の変更は、規制当局の認可、必要な登録および預託がそれぞれなされていることを条件とし、保管受託銀行および管理会社の署名により効力を生じる。約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

<訂正後>

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。約款の変更は、受益者名簿に記載される受益者宛に通知されなければならない。約款の変更は、規制当局の認可、必要な登録および預託がそれぞれなされていることを条件とし、保管受託銀行および管理会社の署名により効力を生じる。約款の重要事項の変更は、日本の受益者に通知される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

(前略)

修正・再録投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約日(解約に関する通知を発した日の後90日未満の日には設定されないものとする。)を明記した書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理事務代行契約

本契約は、管理会社または管理事務代行会社のいずれかが3か月以上前の通知(両当事者が書面にて同意する場合はこれより短い期間とすることができる。)を行うことにより、または本契約の特定の違反があった場合にはより早い時点で本契約を解約することができる。

(後略)

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

< 訂正前 >

受益者は、トラストに対し自らの受益権を直接行使するため、受益者名簿に登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、トラストに対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。

(後略)

< 訂正後 >

受益者は、トラストに対し自らの受益権を直接行使するため、受益者名簿に登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の投資者は、受益者名簿に登録されていないため、トラストに対し直接受益権を行使することはできない。また、C S S F 通達24 / 856の定める過誤 / 違反が発生した場合に補償を受ける投資者の権利が影響を受けることがある。これらの日本の投資者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。

(後略)

第 4 外国投資信託受益証券事務の概要

1 ファンド証券の名義書換

< 訂正前 >

(前略)

取扱機関 ルクセンブルグみずほ信託銀行
 取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
ルクセンブルグ商号登記登録番号 B 30235

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

取扱機関 ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
 取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J . F . ケネディ通り49番

(後略)

第三部 特別情報

第 1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

< 訂正前 >

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約4億893万円）で、2025年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約4,089円）の記名式株式10万株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2020年1月31日	2,500,000ユーロ
------------	--------------

2021年1月31日	2,500,000ユーロ
2022年1月31日	2,500,000ユーロ
2023年1月31日	2,500,000ユーロ
2024年1月31日	2,500,000ユーロ
2025年1月31日	2,500,000ユーロ

<訂正後>

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約4億893万円）で、2025年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約4,089円）の記名式株式10万株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2020年1月31日	2,500,000ユーロ
2021年1月31日	2,500,000ユーロ
2022年1月31日	2,500,000ユーロ
2023年1月31日	2,500,000ユーロ
2024年1月31日	2,500,000ユーロ
2025年1月31日	2,500,000ユーロ

（注）上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

管理会社の資本金は625,000ユーロ（約1億904万円）で、2025年9月末日現在全額払込済である。

なお、1株100ユーロ（約17,447円）の記名式株式6,250株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2020年9月30日	625,000ユーロ
2021年9月30日	625,000ユーロ
2022年9月30日	625,000ユーロ
2023年9月30日	625,000ユーロ
2024年9月30日	625,000ユーロ
2025年9月30日	625,000ユーロ

(2) 会社の機構

<訂正前>

（前略）

当該取締役会における主な論点が記載された議題を含む取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。書面による、またはファックス、電子メールもしくは取締役会が承認したその他の通信手段による各取締役の同意により、各取締役は通知を放棄することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催される取締役会については、各々につき個別の通知をする必要はない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当該取締役会における主な論点が記載された議題を含む取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間（2025年12月1日付で15日に変更される。）以上前にすべての取締役に宛ててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。書面による、またはファックス、電子メールもしくは取締役会が承認したその他の通信手段による各取締役の同意により、各取締役は通知を放棄することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催される取締役会については、各々につき個別の通知をする必要はない。

（後略）

(3) 役員および従業員の状況

「(3) 役員および従業員の状況」は、全体として削除される。

2 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

（前略）

A I F Mは、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、2025年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託5本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託2本の管理・運用をしており、その純資産総額は952,212,307米ドル、3,038,430,167ユーロ、60,367,543英ポンドおよび71,706,829,909円の合計である。

< 訂正後 >

（前略）

A I F Mは、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店に委託している。

管理会社は、2025年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託5本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託2本の管理・運用をしており、その純資産総額は952,212,307米ドル、3,038,430,167ユーロ、60,367,543英ポンドおよび71,706,829,909円の合計である。

（注）上記は2025年12月1日付で以下のとおり変更される。

管理会社は、2025年9月末日現在、以下の合計594本のファンドの管理・運用を行っており、その純資産価額の合計は約1,996億ユーロである。

国・地域（設立地）	種類（基本的性格）	本数	純資産の合計（ユーロ）
ルクセンブルグ	契約型投資信託（FCP）	5	1,347,403,178
ルクセンブルグ	変動資本を有する投資法人（SICAV）	50	71,906,743,892
ルクセンブルグ	その他の投資信託	519	120,972,654,898
他のEU加盟国	投資信託（非UCITS）	20	5,328,211,024
	合計	594	199,555,012,992

[次へ](#)

3 管理会社の経理状況

管理会社の経理状況は、2025年12月1日付で以下の内容に変更される。

- a . 管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。円貨への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2025年9月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 174.47円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）貸借対照表

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2024年12月31日現在

（単位：ユーロ）

資産

	注記	2024年		2023年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
A. 未払発行済資本金					
. 未請求の発行済資本金					
. 請求済未払発行済資本金					
B. 設立費用					
C. 固定資産		4,008,996.32	699,450	2,376,559.77	414,638
. 無形固定資産	3	2,554,476.65	445,680	604,602.33	105,485
1. 開発費用					
2. 免許、特許、ライセンス、商標ならびに類似の権利および資産のうち、					
a) 対価を支払って取得し、かつ、C.1.3に表示する必要のないもの					
b) 自社で創出したもの					
3. のれん（対価を支払って取得したもの）		2,554,476.65	445,680		
4. 前渡金および開発中の無形固定資産				604,602.33	105,485
. 有形固定資産	4	1,192,623.22	208,077	1,514,020.89	264,151
1. 土地および建物					
2. 設備および機械					
3. その他の備品、工具および機器		1,192,623.22	208,077	1,514,020.89	264,151
4. 前渡金および建設中の有形固定資産					
. 金融資産	5	261,896.45	45,693	257,936.55	45,002
1. 関連投資事業株式					
2. 関連投資事業への貸付金					
3. 参加持分					
4. 参加持分を通じた関係性を有する事業への貸付金					

5. 固定資産として保有する 投資資産		959.90	167		
6. その他の貸付金		260,936.55	45,526	257,936.55	45,002
D. 流動資産		103,833,241.97	18,115,786	44,273,523.42	7,724,402
. 棚卸資産					
1. 原材料および消耗品					
2. 仕掛品					
3. 完成品および再販売用 商品					
4. 前渡金					
. 債権	6	35,424,098.15	6,180,442	18,949,449.73	3,306,110
1. 売掛金		34,403,512.18	6,002,381	18,756,660.30	3,272,475
a) 一年以内期限到来		34,403,512.18	6,002,381	18,756,660.30	3,272,475
b) 一年超期限到来					
2. 関連投資事業に対する 債権		1,020,285.97	178,009	192,789.43	33,636
a) 一年以内期限到来		1,020,285.97	178,009	192,789.43	33,636
b) 一年超期限到来					
3. 参加持分を通じた関係性 を有する事業に対する 債権					
a) 一年以内期限到来					
b) 一年超期限到来					
4. その他の債権		300.00	52		
a) 一年以内期限到来		300.00	52		
b) 一年超期限到来					
. 投資資産	7	54,867,743.38	9,572,775	10,014,630.12	1,747,253
1. 関連投資事業株式					
2. 自己株式					
3. その他の投資資産		54,867,743.38	9,572,775	10,014,630.12	1,747,253
. 現金預金および手許現金		13,541,400.44	2,362,568	15,309,443.57	2,671,039
E. 前払金		222,841.85	38,879	115,864.76	20,215
合計（資産）		108,065,080.14	18,854,115	46,765,947.95	8,159,255

資本、準備金および負債

注記	2024年		2023年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円

A. 資本金および準備金	8	45,610,002.30	7,957,577	38,119,557.69	6,650,719
.発行済資本金		625,000.00	109,044	625,000.00	109,044
.資本剰余金勘定		15,185,000.00	2,649,327	15,185,000.00	2,649,327
.再評価準備金					
.準備金		3,186,575.00	555,962	2,233,600.00	389,696
1.法定準備金		62,500.00	10,904	62,500.00	10,904
2.自己株式準備金					
3.定款所定の準備金					
4.その他の準備金（公正価値準備金を含む。）		3,124,075.00	545,057	2,171,100.00	378,792
a)その他の利用可能準備金					
b)その他の利用不能準備金		3,124,075.00	545,057	2,171,100.00	378,792
.前期繰越損益		7,122,982.69	1,242,747	12,319,905.25	2,149,454
.当期損益		19,490,444.61	3,400,498	7,756,052.44	1,353,198
.中間配当					
.資本投資補助金					
B.引当金		97,896.83	17,080	20,438.12	3,566
1.年金および類似の債務に関する引当金					
2.税金引当金					
3.その他の引当金	9	97,896.83	17,080	20,438.12	3,566
C.債務		60,850,358.90	10,616,562	7,700,533.66	1,343,512
1.社債					
a)転換社債					
)一年以内期限到来					
)一年超期限到来					
b)非転換社債					
)一年以内期限到来					
)一年超期限到来					

2.金融機関に対する債務					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
3.受注に対する前受金(棚卸資産の控除として別途表示されていないもの)					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
4.買掛金	10	45,315,228.16	7,906,148	798,018.43	139,230
a)一年以内期限到来		45,315,228.16	7,906,148	798,018.43	139,230
b)一年超期限到来					
5.支払手形					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
6.関連投資事業に対する債務	10	5,976,264.36	1,042,679	2,239,173.75	390,669
a)一年以内期限到来		5,976,264.36	1,042,679	2,239,173.75	390,669
b)一年超期限到来					
7.参加持分を通じた関係性を有する事業に対する債務					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
8.その他の債務	10	9,558,866.38	1,667,735	4,663,341.48	813,613
a)税務当局		7,132,303.24	1,244,373	2,528,399.90	441,130
b)社会保険当局		942,190.94	164,384	621,076.58	108,359
c)その他の債務		1,484,372.20	258,978	1,513,865.00	264,124
)一年以内期限到来		1,484,372.20	258,978	1,513,865.00	264,124
)一年超期限到来					
D.繰延収益		1,506,822.11	262,895	925,418.48	161,458
合計(資本金、準備金および負債)		108,065,080.14	18,854,115	46,765,947.95	8,159,255

（２）損益計算書

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ
要約損益計算書

2024年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	注記	2024年		2023年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1.～5.損益合計		46,604,157.28	8,131,027	28,827,685.69	5,029,566
6.人件費	11	(19,947,099.63)	(3,480,170)	(17,085,807.53)	(2,980,961)
a) 賃金および給料		(17,493,848.91)	(3,052,152)	(15,109,772.70)	(2,636,202)
b) 社会保障費		(1,713,851.40)	(299,016)	(1,627,657.97)	(283,977)
) 年金関連		(622,588.65)	(108,623)	(582,776.02)	(101,677)
) その他の社会保障費		(1,091,262.75)	(190,393)	(1,044,881.95)	(182,301)
c) その他の人件費		(739,399.32)	(129,003)	(348,376.86)	(60,781)
7.評価額の調整		(1,054,367.55)	(183,956)	(257,749.06)	(44,969)
a) 設立費用および有形・無形固定資産に関するもの	3、4	(1,054,367.55)	(183,956)	(257,749.06)	(44,969)
b) 流動資産に関するもの					
8.その他の営業費用		(1,796,106.38)	(313,367)	(1,621,625.08)	(282,925)
9.参加持分からの収益					
a) 関連投資事業による収益					
b) その他の参加持分からの収益					
10.固定資産に含まれるその他の投資資産および貸付金からの収益					
a) 関連投資事業による収益					
b) a) に含まれないその他の収益					
11.その他の未収利息および類似の収益		2,258,422.43	394,027	630,046.71	109,924
a) 関連投資事業による収益					
b) その他の利息および類似の収益		2,258,422.43	394,027	630,046.71	109,924
12.持分法適用会社の損益持分					
13.流動資産として保有する金融資産および投資資産の評価額の調整					
14.未払利息および類似の費用		(27,067.39)	(4,722)	(48,354.52)	(8,436)

a) 関連投資事業に関するもの		(16,318.94)	(2,847)		
b) その他利息および類似の費用		(10,748.45)	(1,875)	(48,354.52)	(8,436)
15. 損益に係る税金	12	(6,547,494.15)	(1,142,341)	(2,688,143.77)	(469,000)
16. 税引後損益		19,490,444.61	3,400,498	7,756,052.44	1,353,198
17. 上記1乃至16に表示されていないその他の税金	12				
18. 当期損益		19,490,444.61	3,400,498	7,756,052.44	1,353,198

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2024年12月31日終了年度

注1. 概況

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「当社」という。)は、2009年9月17日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」(Société Anonyme)として、存続期間の定めなく設立された。当社は、ルクセンブルグの会社登記簿においてB 148 258として登録されている。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2350、ジャン・ピレー通り3に置かれている。

当社の定款は、2009年11月4日に、ルクセンブルグ大公国メモリアルC第2151号に掲載された。

2011年12月15日、定款が変更され、2012年2月8日にルクセンブルグ大公国メモリアルC第337号に掲載された。その後、定款は、2016年1月13日、2020年7月20日、および直近では2022年9月7日に変更された。

当社の会計年度は、1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2002年12月19日商事会社法第35条、第36条および第47条に従い、当社は、2024会計年度について中規模企業として認められている。

財務書類は、貸借対照表、損益計算書およびそれらに対する注記を含む。

当社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)の第15章に基づく管理会社として登録されており、ルクセンブルグの2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)として承認されている。

当社の主たる事業目的は、指令2009/65/ECに基づき認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)、指令2011/61/EGに基づき認可されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)および指令2009/65/ECの適用対象外であるが当社が健全性監督の対象となるその他の投資信託(以下「UCI」という。)、ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資ビークル(専門投資信託(SIF)およびリスク・キャピタルに投資する投資法人(SICAR)を含む。)の運用である。

当社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)の第15章の範囲内および2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)の別表1の範囲内で、上記のUCITS、UCI、AIFおよびその他の投資ビークルの管理および販売、ならびにその目的の達成または発展に資するとみなす業務または措置を実施することができる。

当社は、2019年4月23日付でアイルランドに支店を設置した。当該支店は、アイルランド会社登記局に第909136号として登録されている。

2024年2月1日、当社は、GAMの第三者運用サービス事業を取得し、当該事業の移管を成功裏に完了した。

ルクセンブルグ法で定められた基準に基づき、当社は、2024年12月31日に終了した会計年度について、連結財務書類および連結経営報告書の作成義務を免除されている。したがって、法令の規定に従い、本財務書類は非連結ベースで提示されている。

当社の業績は、当社が属する最小の企業集団であるカーン・グローバル・ファイナンシャル・サービス・リミテッド(アイルランドで登録されている。)のグループ決算、および当社が直接の子会社として属する最大の企業集団である、当社の最終親会社フィールドポート・ホールディングス・リミテッド(アイルランドで登録されている。)のグループ決算に連結されている。

注2. 会計方針

2.1 作成の基礎

財務書類は、継続企業を前提として、取得原価主義に基づくルクセンブルグの法律および規制上の要件、ならびにルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に従って作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法(2016年8月10日に改正済)において定められたものに加え、取締役会によって決定され、適用される。

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用を要する。また、会計方針を適用する過程においては取締役会による判断が必要とされる。仮定の変更は、当該仮定が変更された期間の財務書類に重大な影響を与えることがある。取締役会は、基礎となる仮定が適切であり、したがって財務書類が当社の財政状態および経営成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌会計年度における資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行っている。見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因(状況に応じて合理的と考えられる将来の事象に関する予測を含む。)に基づいている。

当社の帳簿はユーロ建てで記帳されている。

2.2 重要な会計方針

当社が適用する主要な評価規則は、以下のとおりである。

2.2.1 外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで維持しており、財務書類は同通貨建てで表示されている。外貨建ての取引は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。

外貨建ての設立費用および固定資産は、取引日の実勢為替レートで換算される。貸借対照表日現在、これらの固定資産は引き続き実勢為替レートで換算されている。

現金預金は貸借対照表日の為替レートで換算される。当該換算から生じる為替差損益は、当会計年度の損益計算書において計上される。

外貨建てのその他の資産および負債は、貸借対照表日において適用される為替レートで再評価される。したがって、為替差損は直ちに損益計算書において認識される。為替差益は、それらが実現した時点で損益計算書において認識される。

資産と負債の間に経済的な関連性がある場合、またはヘッジ関係がある場合には、当該資産および負債は、前述の原則に従って総合的に評価される。

外貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。為替差益は「その他の未収利息および類似の収益」とみなされ、為替差損は「未払利息および類似の費用」とみなされる。

2.2.2 無形固定資産

無形固定資産は、付随費用を含む取得原価または製造原価から、累積評価損失額および関連する評価額の調整(もしあれば)を控除した金額で評価される。

無形固定資産が、認識されている累積評価損失額を上回る恒久的な価値の低下を被ったと取締役会が判断した場合、当該減損を反映するため追加の評価減が計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

	耐用年数（単位：年）	償却率
のれん	5	20.00%

2.2.3 有形固定資産

有形固定資産は、付随費用を含む取得原価または製造原価から、累積評価損失額を控除した金額で評価される。

有形固定資産が、認識されている累積評価損失額を上回る恒久的な価値の低下を被ったと当社が判断した場合、当該減損を反映するため追加の評価減が計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

評価損失は、資産の見積残存耐用年数にわたり定額法により認識される。適用される償却率は以下のとおりである。

	耐用年数（単位：年）	償却率
工具および機器	3	33.33%
その他の備品	5	20.00%

2.2.4 金融資産

関連投資事業株式、参加持分および固定資産として保有される証券は、付随費用を含む取得原価から累積評価調整額を控除した金額と時価のいずれか低い金額で個別に評価される。評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、停止される。

金融固定資産が恒久的な価値の下落を被ったと当社が判断した場合、当該損失を反映するため評価減を計上する。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が存在しなくなった場合、停止される。

「金融固定資産」に計上される債権は、取得原価から累積評価調整額を控除した金額で評価される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、停止される。

2.2.5 債権

債権は、その額面価格に相当する取得原価で計上される。評価額の調整は、実現可能価格の見積額が額面価格よりも低い場合に計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

2.2.6 投資資産

投資資産には、譲渡性のある証券のほか、株式および株式に相当するその他の証券、債券またはその他証券化された債務の形態への投資が含まれる。

投資資産は、時価と、付随費用を含み、加重平均価格に基づき算出された取得原価のうち低い方の金額で評価される。

投資資産は、財務書類の通貨建てで表示される。

評価額の調整は、時価が取得原価を下回った場合に計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

時価は、以下のとおりである。

- 証券については、活発な市場における当該証券の最新の入手可能な相場価格。
- 取締役会が貸借対照表日現在の市況および事業上の仮定に基づき誠実に見積もった公正価値。

2.2.7 現金預金および手許現金

現金預金および手許現金は、額面価格で評価された利用可能な現金およびルクセンブルグ国内外の銀行に保有する預金を指す。

2.2.8 前払金

前払金には、当会計年度中に支払われたが翌会計年度に関連する費用が含まれる。

2.2.9 引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性が高い、または確実に発生するがその金額や発生日が不確定である損失または債務をカバーすることを目的とするものである。

2.2.10 債務

債務は、その償還価格で計上される。

返済すべき金額が受領金額を上回る場合、その差額は債務発行時に損益計算書において計上される。

2.2.11 繰延収益

繰延収益は、当会計年度中に受領したが翌会計年度に関連する収益を含む。

2.2.12 損益合計

損益合計は、サービスの売却により生じる金額から、当社の通常の業務に該当するその他の外部費用を控除した金額から成る。

注3．無形固定資産

無形固定資産の当年度中の変動は、以下のとおりである。

	のれん (単位：ユーロ)	前渡金および開発 中の無形固定資産 (単位：ユーロ)	合計 (単位：ユーロ)
2023年12月31日現在の総額	0.00	604,602.33	604,602.33
当年度中の増加	2,610,354.57	0.00	2,610,354.57
当年度中の処分	0.00	0.00	0.00
当年度中の移転	604,602.33	(604,602.33)	0.00
2024年12月31日現在の総額	3,214,956.90	0.00	3,214,956.90
2023年12月31日現在の累積評価調整額	0.00	0.00	0.00
当年度中の配分	(660,480.25)	0.00	(660,480.25)
当年度中の取消し	0.00	0.00	0.00
2024年12月31日現在の累積評価調整額	(660,480.25)	0.00	(660,480.25)
2023年12月31日現在の純帳簿価額	0.00	604,602.33	604,602.33
2024年12月31日現在の純帳簿価額	2,554,476.65	0.00	2,554,476.65

注4．有形固定資産

有形固定資産の当年度中の変動は、以下のとおりである。

	その他の備品、工具 および機器 (単位：ユーロ)	合計 (単位：ユーロ)
2023年12月31日現在の総額	1,950,772.66	1,950,772.66
当年度中の増加	72,489.65	72,489.65
当年度中の処分	0.00	0.00
2024年12月31日現在の総額	2,023,262.31	2,023,262.31
2023年12月31日現在の累積評価調整額	(436,751.77)	(436,751.77)
当年度中の配分	(393,887.32)	(393,887.32)
当年度中の取消し	0.00	0.00
2024年12月31日現在の累積評価調整額	(830,639.09)	(830,639.09)
2023年12月31日現在の純帳簿価額	1,514,020.89	1,514,020.89
2024年12月31日現在の純帳簿価額	1,192,623.22	1,192,623.22

注5．金融資産

金融資産の当年度中の変動は、以下のとおりである。

	固定資産として		
	保有する 投資資産	その他の貸付金	合計
	(単位：ユーロ)	(単位：ユーロ)	(単位：ユーロ)
2023年12月31日現在の総額	0.00	257,936.55	257,936.55
当年度中の増加	959.90	3,000.00	3,959.90
当年度中の処分	0.00	0.00	0.00
2024年12月31日現在の総額	959.90	260,936.55	261,896.45
2023年12月31日現在の累積評価調整額	0.00	0.00	0.00
当年度中の配分	0.00	0.00	0.00
当年度中の取消し	0.00	0.00	0.00
2024年12月31日現在の累積評価調整額	0.00	0.00	0.00
2023年12月31日現在の純帳簿価額	0.00	257,936.55	257,936.55
2024年12月31日現在の純帳簿価額	959.90	260,936.55	261,896.45

その他の貸付金は、保証金に関するものである。

注6．債権

2024年12月31日現在、債権は以下から構成される。

	2024年12月31日 (単位：ユーロ)	2023年12月31日 (単位：ユーロ)
売掛金	34,403,512.18	18,756,660.30
売掛金	34,403,512.18	18,756,660.30
関連投資事業に対する債権	1,020,285.97	192,789.43
関連投資事業に対する債権	1,020,285.97	192,789.43
その他の債権	300.00	0.00
その他の債権	300.00	0.00
合計	35,424,098.15	18,949,449.73

売掛金は、2024会計年度に関連する手数料収益に関するものである。

注7．投資資産

2024年12月31日現在、投資資産は以下から構成される。

	2024年12月31日 (単位：ユーロ)	2023年12月31日 (単位：ユーロ)
その他の投資資産	54,867,743.38	10,014,630.12
JPモルガン・マネー・マーケット・ファンド	54,867,743.38	10,014,630.12
合計	54,867,743.38	10,014,630.12

[次へ](#)

注8．資本および準備金

当年度において、株主資本の変動は、以下のとおりである。

	発行済 資本金 (単位： ユーロ)	資本剰余金 (単位：ユー ロ)	勘定法定準備金 (単位：ユー ロ)	その他の 準備金 (単位：ユー ロ)	前期繰越損益 (単位：ユー ロ)	当期損益 (単位：ユー ロ)	合計 (単位：ユー ロ)
2023 年12 月31 日	625,000.00	15,185,000.00	62,500.00	2,171,100.00	12,319,905.25	7,756,052.44	38,119,557.69
前 年 度 の 利 益 の 配 分 配 当 金 の 分 配 当 期 損 益				952,975.00	6,803,077.44	(7,756,052.44)	0.00
					(12,000,000.00)		(12,000,000.00)
						19,490,444.61	19,490,444.61
2024 年12 月31 日	625,000.00	15,185,000.00	62,500.00	3,124,075.00	7,122,982.69	19,490,444.61	45,610,002.30

発行済資本金

2024年12月31日現在、当社の発行済資本金は625,000.00ユーロであり、額面価格100.00ユーロの株式6,250株で構成される。資本金は全額払い込み済みである。

2024年12月31日現在、当社は自己株式を保有していない。

資本剰余金勘定

2024年12月31日現在の資本剰余金勘定は15,185,000.00ユーロであり、2024会計年度および2023会計年度において変動はなかった。

法定準備金

2024年12月31日現在、法定準備金は62,500.00ユーロである。当社は、この準備金が発行済資本金の10%と等しくなるまで、年間純利益の5%以上を法定準備金に充当しなければならない。この準備金を分配することはできない。

法定準備金は全額充当済みである。

その他の準備金

ルクセンブルグ純資産税法第8条aに基づき、当社は、純資産税の減額分の5倍の金額に相当する金額を控除対象外準備金に充当することにより、純資産税の納税債務を減額する。この準備金は、純資産税が減額された年度の翌年度から5年間は分配することができない。

配当金の分配

当年度において、当社は12,000,000.00ユーロの配当金を分配した(前年度:0.00ユーロ)。

[次へ](#)

注9．引当金

2024年12月31日現在、引当金は以下から構成される。

	2024年12月31日 (単位：ユーロ)	2023年12月31日 (単位：ユーロ)
その他の引当金	97,896.83	20,438.12
合計	97,896.83	20,438.12

その他の引当金は、年金引当金の発生に関するものである。

注10．債務

2024年12月31日現在、当社の債務のうち支払期日が到来している金額の内訳は以下のとおりである。

	1年超			2024年12月31日 (単位：ユーロ)	2023年12月31日 (単位：ユーロ)
	1年以内 (単位：ユーロ)	5年以内 (単位：ユーロ)	5年超 (単位：ユーロ)		
買掛金	45,315,228.16	0.00	0.00	45,315,228.16	798,018.43
関連投資事業に対する債務	5,976,264.36	0.00	0.00	5,976,264.36	2,239,173.75
税務当局	7,132,303.24	0.00	0.00	7,132,303.24	2,528,399.90
社会保険当局	942,190.94	0.00	0.00	942,190.94	621,076.58
その他の債務	1,484,372.20	0.00	0.00	1,484,372.20	1,513,865.00
合計	60,850,358.90	0.00	0.00	60,850,358.90	7,700,533.66

注11．人件費

2024年12月31日現在、当社の従業員数は、平均で163.00名であった（前年度：142.00名）。種類別の内訳は以下のとおりである。

	2024年12月31日	2023年12月31日
従業員	163.00	142.00
合計	163.00	142.00

注12．税金

当社はルクセンブルグで適用される税規制の適用を受ける。

ピラー2

グループの評価の結果、当社は、欧州連合における多国籍企業集団および大規模な国内企業集団に対する世界的な最低課税水準に関する欧州指令2022/2523をルクセンブルグ法に組み込んだ、「ピラー2」に関する2023年12月22日法の適用対象外である。

注13．関連当事者取引

当会計年度において、関連当事者との間で締結されたすべての取引は契約に基づいて行われた。

注14．経営陣および監督機関の構成員に対する貸付けおよび融資

2024年12月31日に終了した年度において、経営陣の構成員に対する貸付けまたは融資は行われていない。

注15. 簿外コミットメント

2024年12月31日現在、当社は、自動車リース契約に関する簿外コミットメント359,009.77ユーロ(2023年:200,820.04ユーロ)、および賃貸契約に関する簿外コミットメント2,210,389.73ユーロ(2023年:1,018,628.49ユーロ)を有している。

注16. 後発事象

2025年3月28日、取締役会は、直接の親会社であるカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッドに対する15,000,000.00ユーロの配当金の分配を承認することを決議した。

2025年3月27日、グレン・ソープは取締役を退任した。

貸借対照表日以降に発生した後発事象で、財務書類における認識または開示が必要となるものはなかった。

[次へ](#)

RCSL Nr. : B148258

Matricule : 20092218520

BALANCE SHEET

Financial year from 01/01/2024 to 31/12/2024 (in EUR)

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.

3, Jean Piret

L-2350 Luxembourg

ASSETS

	References	Current year	Previous year
A. Subscribed capital unpaid	1101	101	102
I. Subscribed capital not called	1103	103	104
II. Subscribed capital called but unpaid	1105	105	106
B. Formation expenses	1107	107	108
C. Fixed assets	1109	109	110
I. Intangible assets	1111	111	112
1. Costs of development	1113	113	114
2. Concessions, patents, licences trade marks and similar rights and assets, if they were	1115	115	116
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3	1117	117	118
b) created by the undertaking itself	1119	119	120
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	1121	121	122
4. Payments on account and intangible assets under development	1123	123	124
II. Tangible assets	1125	125	126
1. Land and buildings	1127	127	128
2. Plant and machinery	1129	129	130
		4,008,996,32	2,376,559,77
	3	2,554,476,65	604,602,33
		1,192,623,22	1,514,020,89
	4		604,602,33

		RCSL Nr : 8148258	Matricule : 20092218520			
		References	Current year	Previous year		
3.	Other fixtures and fittings, tools and equipment	1131	131	132	1,192,623,22	1,514,020,89
4.	Payments on account and tangible assets in the course of construction	1133	133	134		
III.	Financial assets	1135	5	135	261,896,45	257,936,55
1.	Shares in affiliated undertakings	1137		137		
2.	Loans to affiliated undertakings	1139		139		
3.	Participating interests	1141		141		
4.	Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests	1143		143		
5.	Investments held as fixed assets	1145		145	959,90	
6.	Other loans	1147		147	260,936,55	257,936,55
D.	Current assets	1151		151	103,833,241,97	44,273,523,42
I.	Stocks	1153		153		
1.	Raw materials and consumables	1155		155		
2.	Work in progress	1157		157		
3.	Finished goods and goods for resale	1159		159		
4.	Payments on account	1161		161		
II.	Debtors	1163	6	163	35,424,098,15	18,949,449,73
1.	Trade debtors	1165		165	34,403,512,18	18,756,660,30
a)	becoming due and payable within one year	1167		167	34,403,512,18	18,756,660,30
b)	becoming due and payable after more than one year	1169		169		
2.	Amounts owed by affiliated undertakings	1171		171	1,020,285,97	192,789,43
a)	becoming due and payable within one year	1173		173	1,020,285,97	192,789,43
b)	becoming due and payable after more than one year	1175		175		
3.	Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests	1177		177		
a)	becoming due and payable within one year	1179		179		
b)	becoming due and payable after more than one year	1181		181		
4.	Other debtors	1183		183	300,00	
a)	becoming due and payable within one year	1185		185	300,00	
b)	becoming due and payable after more than one year	1187		187		

		RCSL N° : B148258		Matricule : 20092218520		
	References		Current year		Previous year	
III. Investments	1189	7	189	54.867.743,38	190	10.014.630,12
1. Shares in affiliated undertakings	1191		191		192	
2. Own shares	1209		209		210	
3. Other investments	1195		195	54.867.743,38	196	10.014.630,12
IV. Cash at bank and in hand	1197		197	13.541.400,44	198	15.309.443,57
E. Prepayments	1199		199	222.841,85	200	115.864,76
TOTAL (ASSETS)			201	<u>108.065.080,14</u>	202	<u>46.765.947,95</u>

RCSL N° : B148258	Matricule : 20092218520
-------------------	-------------------------

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES

	References	Current year	Previous year
A. Capital and reserves	1301	45.610.002,30	38.119.557,69
I. Subscribed capital	1303	625.000,00	625.000,00
II. Share premium account	1305	15.185.000,00	15.185.000,00
III. Revaluation reserve	1307		
IV. Reserves	1309	3.186.575,00	2.233.600,00
1. Legal reserve	1311	62.500,00	62.500,00
2. Reserve for own shares	1313		
3. Reserves provided for by the articles of association	1315		
4. Other reserves, including the fair value reserve	1429	3.124.075,00	2.171.100,00
a) other available reserves	1431		
b) other non available reserves	1433	3.124.075,00	2.171.100,00
V. Profit or loss brought forward	1319	7.122.982,69	12.319.905,25
VI. Profit or loss for the financial year	1321	19.490.444,61	7.756.052,44
VII. Interim dividends	1323		
VIII. Capital investment subsidies	1325		
B. Provisions	1331	97.896,83	20.438,12
1. Provisions for pensions and similar obligations	1333		
2. Provisions for taxation	1335		
3. Other provisions	1337	97.896,83	20.438,12
C. Creditors	1435	60.850.358,90	7.700.533,66
1. Debenture loans	1437		
a) Convertible loans	1439		
i) becoming due and payable within one year	1441		
ii) becoming due and payable after more than one year	1443		
b) Non convertible loans	1445		
i) becoming due and payable within one year	1447		
ii) becoming due and payable after more than one year	1449		
2. Amounts owed to credit institutions	1355		
a) becoming due and payable within one year	1357		
b) becoming due and payable after more than one year	1359		

		RCSL Nr : B148258		Matricule : 20092218520		
		References	Current year	Previous year		
3.	Payments received on account of orders in so far as they are not shown separately as deductions from stocks	1361	361	362		
	a) becoming due and payable within one year	1363	363	364		
	b) becoming due and payable after more than one year	1365	365	366		
4.	Trade creditors	1367	10 367	45.315.228,16	368	798.018,43
	a) becoming due and payable within one year	1369	369	45.315.228,16	370	798.018,43
	b) becoming due and payable after more than one year	1371	371		372	
5.	Bills of exchange payable	1373	373		374	
	a) becoming due and payable within one year	1375	375		376	
	b) becoming due and payable after more than one year	1377	377		378	
6.	Amounts owed to affiliated undertakings	1379	10 379	5.976.264,36	380	2.239.173,75
	a) becoming due and payable within one year	1381	381	5.976.264,36	382	2.239.173,75
	b) becoming due and payable after more than one year	1383	383		384	
7.	Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests	1385	385		386	
	a) becoming due and payable within one year	1387	387		388	
	b) becoming due and payable after more than one year	1389	389		390	
8.	Other creditors	1451	10 451	9.558.866,38	452	4.663.341,48
	a) Tax authorities	1393	393	7.132.303,24	394	2.528.399,90
	b) Social security authorities	1395	395	942.190,94	396	621.076,58
	c) Other creditors	1397	397	1.484.372,20	398	1.513.865,00
	i) becoming due and payable within one year	1399	399	1.484.372,20	400	1.513.865,00
	ii) becoming due and payable after more than one year	1401	401		402	
D.	Deferred income	1403	403	1.506.822,11	404	925.418,48
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		405		108.065.080,14	406	46.765.947,95

RCSL N° : B148258

Matricule : 20092218520

ABRIDGED PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Financial year from 01/01/2024 to 31/12/2024 (in EUR)

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.

3, Jean Piret

L-2350 Luxembourg

	References	Current year	Previous year
1. to 5. Gross profit or loss	1651	46.604.157,28	28.827.685,69
6. Staff costs	1605	-19.947.099,63	-17.085.807,53
a) Wages and salaries	1607	-17.493.848,91	-15.109.772,70
b) Social security costs	1609	-1.713.851,40	-1.627.657,97
i) relating to pensions	1653	622.588,65	582.776,02
ii) other social security costs	1655	-1.091.262,75	-1.044.881,95
c) Other staff costs	1613	-739.399,32	-348.376,86
7. Value adjustments	1657	-1.054.367,55	-257.749,06
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	1659	-1.054.367,55	-257.749,06
b) in respect of current assets	1661		
8. Other operating expenses	1621	-1.796.106,38	-1.621.625,08

	RCSL N° : B148258		Matricule : 20092218520	
	References	Current year	Previous year	
9. Income from participating interests	1715	715	716	
a) derived from affiliated undertakings	1717	717	718	
b) other income from participating interests	1719	719	720	
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets	1721	721	722	
a) derived from affiliated undertakings	1723	723	724	
b) other income not included under a)	1725	725	726	
11. Other interest receivable and similar income	1727	727	728	630.046,71
a) derived from affiliated undertakings	1729	729	730	
b) other interest and similar income	1731	731	732	630.046,71
12. Share of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method	1663	663	664	
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	1665	665	666	
14. Interest payable and similar expenses	1627	627	628	-48.354,52
a) concerning affiliated undertakings	1629	629	630	
b) other interest and similar expenses	1631	631	632	-48.354,52
15. Tax on profit or loss	1635	635	636	-2.688.143,77
16. Profit or loss after taxation	1667	667	668	7.756.052,44
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	1637	637	638	
18. Profit or loss for the financial year	1669	669	670	7.756.052,44

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2024

1. General information

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. (the "Company") was incorporated on 17 September 2009 as a "Société anonyme" under Luxembourg law for an unlimited period of time. The Company is registered in the Luxembourg Company's Register under the number B 148 258.

The registered office of the Company is established at 3, rue Jean Piret, L-2350 Luxembourg.

The statutes were published in the Memorial of the Grand Duchy of Luxembourg, edition C, number 2151 on 4 November 2009.

On 15 December 2011 the statutes were amended and published in the Memorial of the Grand Duchy of Luxembourg, edition C, number 337 on 8 February 2012, on 13 January 2016, on 20 July 2020 and for the last time on 7 September 2022.

The financial year starts on 1 January and ends on 31 December.

In accordance with articles 35, 36 and 47 of the law of 19 December 2002 on commercial companies, the Company is recognized as a medium company for the financial year 2024.

The financial statements include the balance sheet, the profit and loss accounts and the notes to the accounts.

The Company is registered as a Management Company under the Chapter 15 of the Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment, as amended, and was approved as an Alternative Investment Fund Manager (AIFM) within the meaning of the Luxembourg Law of 12 July 2013 on Alternative Investment Fund Managers.

The main corporate object is the management of undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) authorised by Directive 2009/65/EC, alternative investment funds (AIF) authorised by Directive 2011/61/EG and other undertakings for collective investment (UCI) not covered by Directive 2009/65/EC but for which the Company is subject to prudential supervision, as well as other Luxembourg or foreign investment vehicles (incl. SIF and SICAR).

The Company may carry out any operation or measure which it may deem useful for the administration and distribution of such UCITS, UCI and AIF as well as other investment vehicles, and for the accomplishment or the development of its purpose, remaining within the limits of Chapter 15 of the Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment and within the limits of Annex 1 of the Law of 12 July 2013 on Alternative Investment Fund Managers, as amended respectively.

The Company set up a branch in Ireland, effective as of 23 April 2019. The branch is registered with the Irish Companies Registration Office under the number 909136.

On 1 February 2024, the Company acquired and successfully completed the transfer of GAM's third-party management services business.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempt from the obligation to draw up consolidated accounts and a consolidated management report for the financial year ended 31 December 2024. Therefore, in accordance with the legal provisions, these financial statements were presented on a non-consolidated basis.

The results of the Company are consolidated in the group accounts of Carne Global Financial Services Limited registered in Ireland, forming the smallest body, and in the group accounts of the Ultimate Parent Company Fieldport Holdings Limited registered in Ireland, forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a direct subsidiary undertaking.

2. Accounting policies

2.1 Basis of preparation

The financial statements have been prepared, on a going concern basis, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention, as well as with the generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Accounting policies and valuation rules are, beside the ones laid down by the Law of 19 December 2002 (amended on 10 August 2016), determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of the financial statements requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise its judgment in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the financial statements in the period in which the assumption changed. The Board of Directors believes that the underlying assumptions are appropriate and that the financial statements therefore fairly present the financial position and results.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgments are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

The Company's books are kept in Euro (EUR).

2.2 Significant accounting policies

The main valuation rules are applied by the Company as follows:

2.2.1 Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in euros (EUR) and the financial statements are expressed in this currency. Transactions in foreign currencies are translated into EUR at the exchange rates applicable at the date of the transactions.

Formation expenses and fixed assets expressed in a foreign currency are translated at the historical exchange rate in effect at the date of the transaction. At the balance sheet date, these fixed assets remain translated at the historical exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate in effect at the balance sheet date. Exchange gains and losses resulting from these translations are recorded in the profit and loss account for the financial year.

Other assets and liabilities in foreign currencies are reevaluated at exchange rates applicable at the balance sheet date. Accordingly, exchange losses are recognised immediately in the profit and loss account. Exchange gains are recognised in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability or a hedge relationship is proved, they are valued together in aggregate, in accordance with the aforementioned principles.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into EUR at the exchange rate applicable on the transactions date. Exchange gains are considered as 'Other interest receivable and similar income', and exchange losses as 'interest payable and similar expenses'.

2.2.2 Intangible assets

Intangible assets are valued at their purchase price including the expenses incidental thereto or at production cost, less accumulated depreciation amounts and related value adjustments, if any.

Where the Board of Directors considers that an intangible asset has suffered a durable decline in value in excess of the accumulated depreciation recognised, an additional write-down is recorded to reflect this impairment. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

	Useful life (in years)	Amortisation rate
Goodwill	5	20,00%

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2024

2.2.3 Tangible assets

Tangible assets are valued at purchase price including the expenses incidental thereto, or at production costs, less accumulated depreciation.

Where the Company considers that tangible assets have suffered a durable decline in value in excess of the accumulated depreciation recognised, an additional write-down is recorded to reflect this impairment. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Depreciation is recognised on a straight-line basis over the estimated remaining useful life of the assets. The depreciation rates applied are as follows:

	Useful life (in years)	Amortisation rate
Tools and equipment	3	33,33%
Other fixtures and fittings	5	20,00%

2.2.4 Financial assets

Shares in affiliated undertakings, participating interests and securities held as fixed assets are valued individually at the lower of the purchase price including the expenses incidental thereto less accumulated value adjustments or the market value. Value adjustments are not continued, if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Where the Company considers that a financial fixed asset has suffered a durable depreciation in value, a write-down is recorded to reflect this loss. These value adjustments are not continued, if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to exist.

Debtors under "Financial fixed assets" are valued at their purchase price less accumulated value adjustments. These value adjustments are not continued, if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Debtors

Debtors are carried at costs which corresponds to their nominal value. A value adjustment is recorded when the estimated realisable value is lower than the nominal value. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.6 Investments

Investments include transferable securities, as well as other investments in shares and other securities equivalent to shares and in bonds or any other forms of securitised debts.

Investments are valued at the lower of their market value or purchase price, including expenses incidental thereto and calculated on the basis of weighted average prices.

Investments are expressed in the currency in which the financial statements are prepared.

A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to:

- the latest available quoted price in an active market for securities;
- the fair value estimated in good faith by the Board of Directors based on market conditions existing at the balance sheet date and business assumptions

2.2.7 Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand represents available cash valued at its nominal value and concern accounts held with Luxembourg and foreign banks.

2.2.8 Prepayments

Prepayments include expenses paid during the financial year but related to a subsequent financial year.

2.2.9 Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date which they will arise.

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2024

2.2.10 Creditors

Debts are recorded at their reimbursement value.

When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is recorded in the profit and loss account when the debt is issued.

2.2.11 Deferred income

Deferred Income Includes Income received during the financial year but related to a subsequent financial year.

2.2.12 Gross profit or loss

The gross profit or loss comprises the amounts derived from the sale of services with the deductions of the other external charges falling within the Company's ordinary activities.

3. Intangible assets

The movements on intangible assets over the year are as follows:

	Goodwill	Payments on account and intangible assets under development	Total
	(EUR)	(EUR)	(EUR)
Gross value as of 31/12/2023	0,00	604.602,33	604.602,33
Additions for the year	2.610.354,57	0,00	2.610.354,57
Disposals for the year	0,00	0,00	0,00
Transfers for the year	604.602,33	-604.602,33	0,00
Gross value as of 31/12/2024	3.214.956,90	0,00	3.214.956,90
Accumulated value adjustments as of 31/12/2023	0,00	0,00	0,00
Allocations for the year	-660.480,25	0,00	-660.480,25
Reversals for the year	0,00	0,00	0,00
Accumulated value adjustments as of 31/12/2024	-660.480,25	0,00	-660.480,25
Net book value as of 31/12/2023	0,00	604.602,33	604.602,33
Net book value as of 31/12/2024	2.554.476,65	0,00	2.554.476,65

4. Tangible assets

The movements on tangible assets over the year are as follows:

	Other fixtures and fittings, tools and equipment	Total
	(EUR)	(EUR)
Gross value as of 31/12/2023	1.950.772,66	1.950.772,66
Additions for the year	72.489,65	72.489,65
Disposals for the year	0,00	0,00
Gross value as of 31/12/2024	2.023.262,31	2.023.262,31
Accumulated value adjustments as of 31/12/2023	-436.751,77	-436.751,77
Allocations for the year	-393.887,32	-393.887,32
Reversals for the year	0,00	0,00
Accumulated value adjustments as of 31/12/2024	-830.639,09	-830.639,09
Net book value as of 31/12/2023	1.514.020,89	1.514.020,89
Net book value as of 31/12/2024	1.192.623,22	1.192.623,22

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2024

5. Financial assets

The movements on financial assets over the year are as follows:

	Investments held as fixed assets (EUR)	Other loans (EUR)	Total (EUR)
Gross value as of 31/12/2023	0,00	257.936,55	257.936,55
Additions for the year	959,90	3.000,00	3.959,90
Disposals for the year	0,00	0,00	0,00
Gross value as of 31/12/2024	959,90	260.936,55	261.896,45
Accumulated value adjustments as of 31/12/2023	0,00	0,00	0,00
Allocations for the year	0,00	0,00	0,00
Reversals for the year	0,00	0,00	0,00
Accumulated value adjustments as of 31/12/2024	0,00	0,00	0,00
Net book value as of 31/12/2023	0,00	257.936,55	257.936,55
Net book value as of 31/12/2024	959,90	260.936,55	261.896,45

The item Other loans concerns rent deposits.

6. Debtors

As at 31 December 2024, debtors are composed of:

	31/12/2024 (EUR)	31/12/2023 (EUR)
Trade debtors	34.403.512,18	18.756.660,30
Trade debtors	34.403.512,18	18.756.660,30
Amounts owed by affiliated undertakings	1.020.285,97	192.789,43
Amounts owed by affiliated undertakings	1.020.285,97	192.789,43
Other debtors	300,00	0,00
Other debtors	300,00	0,00
Total	35.424.098,15	18.949.449,73

The item trade debtors concerns commission earnings related to the financial year 2024.

7. Investments

As at 31 December 2024, investments are composed of:

	31/12/2024 (EUR)	31/12/2023 (EUR)
Other investments	54.867.743,38	10.014.630,12
JP Morgan Money Market Fund	54.867.743,38	10.014.630,12
Total	54.867.743,38	10.014.630,12

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2024

8. Capital and reserves

During the year, the movements in shareholder's equity are as follows:

	Subscribed capital (EUR)	Share premium account (EUR)	Legal reserve (EUR)	Other reserves (EUR)	Profit or loss brought forward (EUR)	Profit or loss of the year (EUR)
31/12/2023	625.000,00	15.185.000,00	62.500,00	2.171.100,00	12.319.905,25	7.756.052,44
Allocation of prior year's result				952.975,00	6.803.077,44	-7.756.052,44
Dividend distribution					-12.000.000,00	
Profit or loss of the year						19.490.444,61
31/12/2024	625.000,00	15.185.000,00	62.500,00	3.124.075,00	7.122.982,69	19.490.444,61

Subscribed capital

As at 31 December 2024, the subscribed capital of the Company amounts to EUR 625.000,00 represented by 6.250 shares with a nominal value of EUR 100, fully paid-up.

The Company does not hold own shares as at 31 December 2024.

Share premium account

Share premium account as at 31 December 2024 amounts to EUR 15.185.000,00 with no movement during the financial year 2024 nor in the financial year 2023.

Legal reserve

As of 31 December 2024, the legal reserve amounts to EUR 62.500,00. The Company is required to allocate a minimum of 5% of its annual net income to a legal reserve equals 10% of the subscribed capital. This reserve may not be distributed.

The legal reserve is fully allocated.

Other reserves

In accordance with article 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law the Company reduces its Net Wealth Tax liability by allocating under non-deductible reserves that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is not distributable for a period of five years from the year in which the Net Wealth Tax was reduced.

Dividend distribution

During the year, the Company distributed a dividend of EUR 12.000.000,00 (prior year: EUR 0,00).

[次へ](#)

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2024

9. Provisions

As at 31 December 2024, provisions are composed as follows:

	31/12/2024	31/12/2023
	(EUR)	(EUR)
Other provisions	97.896,83	20.438,12
Total	97.896,83	20.438,12

Other provisions concern accruals for pension provisions.

10. Creditors

As at 31 December 2024, the amounts due and payable for the debts by the Company are broken down as follows:

	Within one year	After 1 year and within 5 years	After more than 5 years	31/12/2024	31/12/2023
	(EUR)	(EUR)	(EUR)	(EUR)	(EUR)
Trade creditors	45.315.228,16	0,00	0,00	45.315.228,16	798.018,43
Amounts owed to affiliated undertakings	5.976.264,36	0,00	0,00	5.976.264,36	2.239.173,75
Tax authorities	7.132.303,24	0,00	0,00	7.132.303,24	2.528.399,90
Social security authorities	942.190,94	0,00	0,00	942.190,94	621.076,58
Other creditors	1.484.372,20	0,00	0,00	1.484.372,20	1.513.865,00
Total	60.850.358,90	0,00	0,00	60.850.358,90	7.700.533,66

11. Staff costs

As at 31 December 2024, the Company employed on average 163,00 employees (prior year: 142,00) broken down by category as follows:

	31/12/2024	31/12/2023
Employees	163,00	142,00
Total	163,00	142,00

12. Tax

The Company is subject to the tax regulation applicable in Luxembourg.

Pillar 2

Following assessment of the Group, the Company is not exposed to the law of 22 December 2023 related to "Pillar 2" transposing into Luxembourg law the European Directive 2022/2523 relating to the worldwide minimum level of taxation for multinational and large domestic groups in the European Union.

13. Related parties transactions

During the financial year all transactions entered into with related parties have been done on a contractual basis.

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2024

14. Advances and loans granted to members of management and supervisory bodies

No advances or loans have been granted to the members of the management during the year ending 31 December 2024.

15. Off-balance sheet commitments

As at 31 December 2024, the Company has off-balance sheet commitments with regard to car lease agreements in an amount of EUR 359,009,77 (2023: EUR 200,820,04) and rent contracts in an amount of EUR 2,210,389,73 (2023: EUR 1,018,628,49).

16. Subsequent events

On 28 March 2025, the Board of Directors resolved to approve a dividend distribution of EUR 15,000,000,00 to its immediate parent company, Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited.

On 27 March 2025, Glenn Thorpe resigned from the Board of Directors.

There are no further subsequent events after the balance sheet date that require recognition or disclosure in the financial statements.

4 利害関係人との取引制限

< 訂正前 >

(前略)

管理会社およびすべての業務提供者は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、管理会社およびすべての業務提供者は、トラストが公正かつ正当な方法により取り扱われることを確保する。管理会社の利益相反に関する方針は、ウェブサイト (<https://www.jfml.lu/policies.html>) において入手可能である。

< 訂正後 >

(前略)

管理会社およびすべての業務提供者は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、管理会社およびすべての業務提供者は、トラストが公正な方法により取り扱われることを確保する。管理会社の利益相反に関する方針は、ウェブサイト (<https://www.jfml.lu/policies.html> (2025年12月1日付で<https://www.carnegroup.com/policies/>に変更される。)) において入手可能である。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

(前略)

- (2) ルクセンブルグみずほ信託銀行 (「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

(Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2025年1月末日現在、105百万米ドル(約162億円)

事業の内容

証券の保管にかかる各種業務、投資信託管理にかかる各種業務、持株会社に対する税法上の特典を利用した資金運用会社の設立およびその運用に関連する各種業務の代行、ユーロ債発行にかかる各種代理業務、ならびに一般銀行業務および外国為替業務を行っている。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- (2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店 (「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

資本金の額

該当事項なし。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの払込済み資本金の額は、2024年12月31日現在、3,892,023,275.53ユーロ(約6,790億4,130万円)である。

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、2009年10月1日に設立され、あらゆる種類の銀行業務を行い、また金融サービスおよびその他の関連する業務の提供を行っている。

異動の年月日

2025年11月4日

異動の理由

ルクセンブルグみずほ信託銀行が、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmb Hに吸収合併され、その後直ちに、ルクセンブルグみずほ信託銀行の資産および負債がステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmb H、ルクセンブルグ支店に割り当てられたため。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

- (2) ルクセンブルグみずほ信託銀行(「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

(中略)

保管受託銀行の権利および義務は、2010年法、AIFM法ならびに免除、一般的業務条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会による指令2011/61/EUを補足する2011年6月8日付委員会委任規則(EU)No.231/2013、ならびに保管受託銀行と管理会社との間で締結された契約(以下「保管契約」という。)に準拠する。

保管受託銀行は、() AIFM法第19条(8)に従ったトラスト資産の安全な保管、() AIFM法第19条(7)に従ったトラストおよびそのポートフォリオの現金のモニタリング、ならびに()とりわけ以下を含むAIFM法第19条(9)に規定される追加の監督業務について責任を負う。

(a) トラストによってまたはトラストのために実行された受益証券の販売、発行および買戻しが2010年法、AIFM法、約款および英文目論見書に従って行われることを確保すること、

(b) トラストの受益証券の価額が2010年法、AIFM法、約款、英文目論見書およびAIFMD第19条に従いトラストに関し採用された評価手続に従って計算されることを確保すること、

(c) 2010年法、AIFM法、その他の適用のある法律、約款および英文目論見書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行すること、

(d) トラストの資産に関わる取引において、対価が通常の期限内にトラストに送金されることを確保すること、および

(e) トラストの収益が2010年法、AIFM法、その他の適用のある法律、約款および英文目論見書に従って充足されることを確保すること。

保管受託銀行は、AIFMDに規定されるとおり、保管受託銀行の保管職務の一環として保管していたトラストの金融商品の喪失について、(保管受託銀行がかかる金融商品に関する保管職務を委託していたか否かに関わらず)トラストに対し責任を負う。ただし、かかる責任が代理機関に移行し免責されていた場合には、この限りではない(かかる免責は受益者に通知される。)。保管受託銀行は、かかる責任を負う場合、金融商品の喪失についてトラストの資産から補償を受けない。

保管受託銀行は、一部の投資対象について自らの保管職務を履行することを委託する書面による契約を締結している(具体的な関連情報は要請に応じて入手することができる。)。保管受託銀行の責任は、自らが保管職務を第三者に委託していることにより原則として影響を受けない。

保管受託銀行が副保管銀行を任命する場合、あらゆる損失責任の免除の可能性、プライム・ブローカーの任命および資産の再利用の可能性が、ポートフォリオの別紙および保管契約(ならびに/またはこれらに関する運用説明書)に明記される。

保管保有する金融商品が喪失した場合、保管受託銀行は、同じ種類の金融商品または相当する金額を遅滞なくトラストに返還する。ただし、当該喪失が保管受託銀行の合理的な管理を超えた外部的事象によるものであり、これに反するあらゆる合理的努力にかかわらずその結果が避けられないものであった場合を除く。

通常の業務過程の一環として、保管受託銀行または保管代理人は、随時、保管および関連業務の提供につき、他の顧客、ファンドまたはその他の第三者との間に取決めを締結することができる。かかる取決めは、保管受託銀行または保管代理人がトラスト、受益者または管理会社との間に利益相反を有する状態を発生させることがある。

保管受託銀行は、()本項に記載する利益相反を含む何らかの利益相反が保管受託銀行とトラス
ト、受益者または管理会社との間に生じた場合には、自らの保管職務の履行が、職務上および序列
上、その他の潜在的に相反する職務と分離すること、および、()何らかの利益相反が保管代理人と
トラスト、受益者または管理会社との間に生じた場合には、保管代理人の保管職務の履行が、職務上
および序列上、その他の潜在的に相反する職務と分離することを確保する。保管受託銀行は常に適用
法に基づく自らの義務を考慮する。

また、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、()登録・名義書換事務代行会社、()会社事務代行
会社および()管理事務代行会社として、(a)ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理
事務(顧客対応を含む。)の遂行、(b)ファンド証券の発行および買戻しの手続、ファンドの受益
証券の純資産価格の計算ならびに(c)会計帳簿の維持にも責任を負う。

ルクセンブルグみずほ信託銀行はまた、トラストの支払事務代行会社としても行為する。
いずれの業務についても、管理事務代行会社から他の法人への委託は行われていない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店(「保管受託
銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」および「登録・名義書換事務代行会社」)

(中略)

保管受託銀行の権利および義務は、2010年法、AIFM法およびAIFMレギュレーション、なら
びに保管受託銀行とAIFMとの間で締結された契約(以下「保管契約」という。)に準拠する。

保管受託銀行には、主に以下の業務が委託されている。

- (a) 受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用のある法律および約款に従って行われる
ことを確保すること、
- (b) 受益証券の価額が適用のある法律および約款に従って計算されることを確保すること、
- (c) 適用のある法律および約款に抵触しない限り、AIFMの指示を実行すること、
- (d) トラストの資産に関わる取引において、対価が通常の期限内に送金されることを確保すること、
- (e) トラストの収益が適用のある法律および約款に従って充足されることを確保すること、
- (f) トラストの現金およびキャッシュ・フローを監視すること、ならびに
- (g) 預かり保管する金融商品の保管、ならびにその他の資産に関する所有権の確認および記録管理を
行うこと。

保管受託銀行は、その義務を遂行するにあたり、誠実に、公正に、専門的に、かつ独立して、トラ
ストおよびその受益者の利益のために行為するものとする。

AIFMDおよびAIFMレギュレーションのとりわけ第100条に従って預かり保管する金融商品が
喪失したものとみなされる場合、保管受託銀行は、同じ種類の金融商品または相当する金額を不当な
遅滞なくトラストのために行為するAIFMに返還する。

保管受託銀行は、()預かり保管する金融商品の喪失が保管受託銀行の合理的な支配を超えた外部
的事象によるものであり、これに反するAIFMDに基づくあらゆる合理的努力にかかわらずその結
果が避けられないものであることが証明できる場合、または()AIFM法第19条(13)に従い、もし
くは第三国の法令により特定の金融商品につき現地法人による保管が要求され、かつAIFM法第19
条(11)の委託要件を満たす現地法人が存在しない場合はAIFM法第19条(14)に定める条件に従い、
契約上その責任を履行した場合には、責任を負わない。

預かり保管する金融商品等が喪失した場合、受益者は、補償の重複または受益者間の不平等な取扱
いが生じない限り、直接的またはAIFMを通じて間接的に保管受託銀行の責任を追及することがで
きる。

保管受託銀行は、保管契約の条項に基づくその義務の適正な遂行を理由として保管受託銀行が被っ
たまたは負担したすべての責任について、AIFMによりトラストの資産から補償を受ける。ただ

し、当該責任が保管受託銀行の重過失もしくは故意の不履行に起因する場合、または当該補償がAIFMDの強行規定に反する場合はこの限りではない。

保管受託銀行は、AIFMDに従いその義務を適正に履行するにあたり、保管受託銀行の重過失または故意の不正行為によりトラストが被ったその他すべての損失について、トラストに対して責任を負う。

保管受託銀行は、その義務および責務の履行または不履行に起因または関連して生じた結果的、間接的または特別な損害または損失について責任を負わない。

保管受託銀行は、その保管業務の全部または一部を委託する完全な権限を有するが、保管する資産の全部または一部を第三者に委託したという事実によってその責任が影響を受けることはない。保管受託銀行の責任は、保管契約に基づく保管業務の委託によって影響を受けることはない。

保管受託銀行は、業務上生じ得るすべての利益相反を特定、評価、記録および管理するために必要な基準を定めたグローバル・ポリシーを実施している国際的な企業グループ(以下「ステート・ストリート」という。)の一員である。保管受託銀行を含むステート・ストリートの各事業部門は、顧客への役務提供または責務の遂行に関連して当該事業部門内で生じ得る組織的な利益相反を特定および管理することを目的とした利益相反プログラムを策定し維持する責任を負う。

保管受託銀行、その義務、発生し得る利益相反、保管受託銀行が委託した保管業務、委託先および再委託先の一覧、ならびにかかる委託から生じ得る利益相反に関する最新の情報は、受益者の請求に応じて提供される。

また、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店(以下「管理事務代行会社」という。)は、()登録・名義書換事務代行会社、()会社事務代行会社(および()管理事務代行会社の責務を、AIFMとステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店との間の管理事務代行契約(以下「管理事務代行契約」という。)の条項に従って、委任されている。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグにおいて、CSSFにより、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの管理事務代行会社として行為することを認可されている。

管理事務代行会社は、管理事務代行契約に基づき、受益証券の発行、償還、名義書換、会計および評価、受益証券の純資産価格の算定ならびに顧客との連絡を含む、ルクセンブルグ法によりトラストに関して必要とされるすべての事務的な業務に責任を負う。

管理事務代行会社は、重過失、故意の不履行または悪意がない限り、管理事務代行会社はその義務を遂行する過程におけるまたは遂行に関連する作為または不作為について、トラストまたは受益者に対して責任を負わない。トラストは、管理事務代行会社が英文目論見書に基づく義務または責務を履行するに際して、管理事務代行会社に対して課され、もしくは管理事務代行会社が被り、または管理事務代行会社に対して主張され得る、あらゆる種類または性質の責任、債務、損失、損害、罰金、訴訟、判決、訴訟手続、費用、経費その他支出の一切(管理事務代行会社側の重過失、故意の不履行または悪意に起因するものを除く。)につき、管理事務代行会社または管理事務代行会社が選任した者を免責し補償することに同意している。

管理事務代行会社は、ファンドの投資に関する意思決定の裁量を有しない。管理事務代行会社はトラストに対する業務提供者であり、英文目論見書の作成やトラストの活動について責任を負わず、したがって英文目論見書に記載された情報の正確性について責任を負わない。

管理事務代行契約は、AIFMまたは管理事務代行会社のいずれかによって、3か月以上前(もしくは当事者が書面により合意したより短い期間)の通知をもって(または管理事務代行契約の特定の違反がある場合にはそれより早期に)、終了することができる。

管理事務代行会社は、受益証券の申込手続の取扱いおよび受益証券の名義書換または買戻しの対応(いずれについても約款に従う。)につき、責任を負う。

更に、管理事務代行会社は、登録・名義書換事務代行会社として、資金の移転を受け付け、受益者名簿を維持し、明細書、報告書、通知その他の文書を受益者に送付する手配を行い、各受益証券に関するコミットメントおよび拠出資本の記録を維持する。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、トラストの支払事務代行会社としても行為する。

管理事務代行会社は、その責任において、一または複数の職務の遂行を一または複数の第三者の業務提供者に委託することができる。

（後略）

別紙

< 訂正前 >

内部与信特性評価手続

（中略）

内部与信特性評価の概要

（中略）

) 委員会委任規則（EU）2018 / 990第5条に規定する以下の基準による、商品の発行体に関する定性的指標

（中略）

(g)（関連する場合には）サブ・ファンドの特定の投資ポートフォリオに適している場合、ESMAに登録されておりかつ管理会社が選定した格付機関によって商品の発行体に対して付与された格付または格付見通しの分析

（中略）

ICQAPは、投資運用会社が米ドル・ポートフォリオのために投資する（または獲得したいと考える）商品および発行体の信用の質を評価するために体系的に適用される。MMF規則第10条(3)の規定に該当するMMIを除き、良好な評価を得た短期金融商品のみが、ポートフォリオに組み入れられ、または逆買戻し条件付契約の一環で担保として受け入れられる。米ドル・ポートフォリオの信用リスク特性に照らして、発行体の信用力および短期金融商品の信用の質が管理会社により十分であると判断された場合、内部与信特性評価において良好な結果が得られる。

（中略）

ICQAPのために実施されている運用枠組みの説明

実施されている管理会社の内部与信特性評価およびプロセス

（中略）

ICQAPの適用にあたり管理会社が使用したデータは量的に十分かつ最新のものであり、とりわけ、以下の包括的ではないリストのものを含む、信頼できる様々なソースから収集されている。

- ブルームバーグおよびICEデータ・サービシズ等の大手財務情報提供者（特に短期金融商品または債務証券の市場データ、価格設定および特性、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報、財務指標、発行体に関する財務情報、格付ならびに格付見通し等について）

（中略）

発行体のホワイトリスト

（中略）

ホワイトリストは、一度作成されると、管理会社のリスク管理チームが維持する。ホワイトリストについては、少なくとも月1回は見直しが行われ、必要に応じて更新される。ホワイトリストの作成後に新たな発行体が追加される場合には、投資運用会社の要請により行われ、前記と同じ承認プロセスに従うものとする。前記の条件をすべて満たさなくなった発行体は、ホワイトリストから除外される。トラストのホワイトリストは、ウェブサイト（<https://www.jfml.lu/mmfr.html>）において入手可能である。

（後略）

< 訂正後 >

内部与信特性評価手続

（中略）

内部与信特性評価の概要

(中略)

)委員会委任規則(EU)2018/990第5条に規定する以下の基準による、商品の発行体に関する定性的指標

(中略)

(g)(関連する場合には)ファンドの特定の投資ポートフォリオに適している場合、ESMAに登録されておりかつ管理会社が選定した格付機関によって商品の発行体に対して付与された格付または格付見通しの分析

(中略)

ICQAPは、投資運用会社が米ドル・ポートフォリオのために投資する(または獲得したいと考える)商品および発行体の信用の質を評価するために体系的に適用される。MMF規則第10条(3)の規定に該当するMMIを除き、良好な評価を得た短期金融商品のみが、ファンドに組み入れられ、または逆買戻し条件付契約の一環で担保として受け入れられる。米ドル・ポートフォリオの信用リスク特性に照らして、発行体の信用力および短期金融商品の信用の質が管理会社により十分であると判断された場合、内部与信特性評価において良好な結果が得られる。

(中略)

ICQAPのために実施されている運用枠組みの説明

実施されている管理会社の内部与信特性評価およびプロセス

(中略)

ICQAPの適用にあたり管理会社が使用したデータは量的に十分かつ最新のものであり、とりわけ、以下の包括的ではないリストのものを含む、信頼できる様々なソースから収集されている。

- ブルームバーグおよびロンドン証券取引所グループ・ピーエルシー等の大手財務情報提供業者(特に短期金融商品または債務証券の市場データ、価格設定および特性、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報、財務指標、発行体に関する財務情報、格付ならびに格付見通し等について)

(中略)

発行体のホワイトリスト

(中略)

ホワイトリストは、一度作成されると、管理会社のリスク管理チームが維持する。ホワイトリストについては、少なくとも月1回は見直しが行われ、必要に応じて更新される。ホワイトリストの作成後に新たな発行体が追加される場合には、投資運用会社の要請により行われ、前記と同じ承認プロセスに従うものとする。前記の条件をすべて満たさなくなった発行体は、ホワイトリストから除外される。トラストのホワイトリストは、ウェブサイト(<https://www.jfml.lu/mmfr.html>(2025年12月1日付で<https://jfml.fundsdata.carnegroup.com/>に変更される。))において入手可能である。

(後略)

独立監査人の報告書

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイの単独株主 御中
ルクセンブルグ L - 2350
ジャン・ピレー通り3

意見

我々は、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2024年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の要約損益計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、当社の2024年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（以下「C S S F」という。）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（以下「I S A s」という。）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会が発行する専門的会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「I E S B A規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、当社から独立の立場にあり、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、取締役会が当社の解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人による報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、当社の内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続する当社の能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査人による報告書において注意を喚起する必要がある。また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査人による報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、取締役会と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

[署名]
ニコラス・バニエ

ルクセンブルグ、2025年3月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Sole Shareholder of
Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.
3, rue Jean Piret
L-2350 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2024, and the abridged profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Nicolas Bannier

Luxembourg, 28 March 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。